

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	広陵町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.koryo.nara.jp/category_list.php?frmCd=7-15-0-0-0

執行機関名 広陵町長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業に関する事務であって町長が指定するもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		広陵町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月広陵町条例第9号)別表第1 第6の項 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業に関する事務であって町長が指定するもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 すべて <u>児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u>	第1条 この要綱は、平成17年2月21日雇用発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「 <u>新たな小児慢性特定疾患対策の確立について</u> 」に基づく事業(以下「 <u>小児慢性特定疾患治療研究事業</u> という。)の対象となっている者(以下「 <u>小児慢性特定疾患児</u> 」という。)に対し、 <u>特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)</u> を給付すること(以下「 <u>給付</u> 」という。)により、 <u>且日常生活の便宜を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱 第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請にかかる事実についての <u>審査に関する事務</u>	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱 第7条第2項 平成17年2月21日雇児発第0221002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について」別添「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱」第7条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二條第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱 第7条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱 第4条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		